

# まちづくり基本条例の条文を考えるプロセス ～第4回での課題解決シートを参考に～

## 防災でまちづくり ひとづくり

課題

- ・自治会の活性
- ・コミュニティの活性
- ・安心・安全なまちづくり

これが条例の理念にもつながっていく

課題の原因

- ・コミュニケーションがない
- ・隣に住んでいる人も知らない
- ・人と人とのつながりがない
- ・自然環境（地域の状況）も知らない

- ・様々な主体の役割がある。それぞれに責務（責任と義務）がある
- ・それぞれの主体がバラバラに動いてもダメ 協働が必要
- ・みんなが考え、参加しなければダメ 参加・参画が必要
- ・情報がなければ、何をすればいいかわからない 情報の共有が必要

誰が、何を、どんなことをしたらいい？

条文を検討する中で見えてくるもの

条例が必要

みんなにわかってもらえ実現できる「ルール」や「しくみ」がいる

現状で、様々な主体が動くことができる？

前に進むにはどうしたらいい？

他の自治体の条文を参考にしてみましょう。

様々な主体の役割

**専門性をもったNPO**

- ・ファシリテーターとしてシュミレーションできるようなワークショップを開く

動いてくれるNPOはいる？

NPOを探す？  
NPOを支援？  
NPOを育成？

**学識者**

- ・防災についての専門的な助言

誰に頼む？  
専門機関はある？  
専門家はいる？

大学等との連携が必要！

**行政**

- ・ネットワークを生かした住民や自治会への働きかけ
- ・場のセッティング、コーディネート(人材・組織・情報)
- ・ハザードマップ

体制はできてる？  
ネットワークは？  
情報提供は？  
人材がいる？

様々な情報がある説明責任がある  
人材育成が必要！  
自治会への支援が必要！

**自治会**

- ・参加 主体

災害時の安否確認は住民しかできない！！  
自治会が動ける？  
今の自治会には情報が無い

個人情報はどうのように集める？  
様々な主体と連携が必要！  
会員の協力！

**住民**

- ・参加 調査隊

参加する？  
参加してもらうにはどうする？

自主的な参加！  
人材発掘！  
人材育成！  
協力も必要！

【伊丹市まちづくり基本条例】

(市の責務)

第5条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

【伊賀市自治基本条例】

(住民自治の定義)

第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体・地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

(住民自治に関する市民の役割)

第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自らの住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。